

## はじめに：検討の経過

2012年1月25日、小島敏郎PT座長から大村秀章愛知県知事に、長良川河口堰検証PT報告書と長良川河口堰検証専門委員会報告書が提出された。PT報告書及び専門委員会報告書では、次のステップとして、愛知県が委嘱する専門家と国土交通省が委嘱する専門家による「合同会議」を設置すること、「愛知県が単独でも行うことができること」を実施に移すよう提言していた【資料1】。

提言のうち「愛知県が単独でも行うことができること」を実施に移すため、愛知県県庁内に検討チームが設置され【資料2】、担当部署も明確にされた【資料3】。また、愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会（以下「検討委員会」という。）も設置された【資料4】。

検討委員会は、2012年6月14日、8月3日、9月3日、11月28日、2013年1月15日、3月27日、6月6日、8月7日に開催された。その間に、検討委員会の塩害、利水、環境の各チームの会合が開催された。塩害チームは2012年10月25日、2013年2月15日、3月18日に、利水チームは2012年7月9日、7月31日、8月20日、2013年2月12日、3月18日、6月5日、環境チームは、2012年7月12日、9月13日、2013年2月5日、3月18日、7月11日に開催している。

長良川河口堰最適運用検討委員会及び庁内検討チームの検討は、いまだ検討途上であるが、2012年度の検討状況を取りまとめるために、2013年1月、座長から2012年度の取りまとめを依頼した。本報告書は、2012年の検討結果の取りまとめではあるが、取りまとめ作業が2013年度に入っているため、2013年度の検討結果をも含めている。

本報告書は、庁内検討チーム及び検討委員会の各チームの報告を基礎に、検討委員会の全員の討議を踏まえて、進捗状況と今後の取り組みを確認するものである。なお、庁内検討チームの検討状況は巻末に示している【巻末資料】

提言のうち、愛知県と国土交通省との合同会議は、愛知県が国土交通省と交渉したが設置に至らず、愛知県は国土交通省の了解を得て、愛知県知事が委嘱する「長良川河口堰合同会議準備会」を設置した【資料5】。合同会議準備会は2012年7月24日、10月30日に開催された。

### 愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会開催状況

	日時	場所
第1回	2012年6月14日（木） 14:00から17:00まで 議題：PT報告書及び専門委員会報告書の要旨説明、庁内検討チームとの意見交換 他	東大手庁舎 4階 406会議室
第2回	2012年8月3日（金） 10:00から12:00まで 議題：第1回長良川河口堰合同会議準備会（7/24）での検討状況について 他	東大手庁舎 4階 406会議室

第3回	2012年9月3日(月) 10:00から16:30まで 現地視察:長良川河口堰、福原地域、木曾三川公園、新大江揚水機場、勝賀揚水機場、弥富ポンプ場、筏川取水場	長良川河口堰 関連主要施設 現地
第4回	2012年11月28日(水) 15:00から18:00まで 議題:第2回長良川河口堰合同会議準備会(10/30)での検討状況について、リソースパーソンからの意見聴取(筑波大学准教授 吉田正人氏、愛知県環境部自然環境課長) 他	東大手庁舎 4 階 406 会議室
第5回	2013年1月15日(火) 13:00から17:10まで 議題:有識者からの講演(環境コンサルタント アレクサンダー・ジンク氏) 他	東大手庁舎 4 階 406 会議室
第6回	2013年3月27日(水) 13:00から16:40まで 議題:庁内検討チームがとりまとめた「平成24年度報告書」の報告、検討委員会から平成24年度の検討状況についての報告	東大手庁舎 4 階 409 会議室
第7回	2013年6月6日(木) 13:00から15:45まで 議題:平成24年度における検討状況のとりまとめについて	東大手庁舎 4 階 406 会議室
第8回	2013年8月7日(水) 13:30から 議題:平成24年度における検討状況のとりまとめについて	東大手庁舎 4 階 406 会議室

#### 委員名簿

全体総括	小島 敏郎	青山学院大学国際政治経済学部教授 愛知県政策顧問
利水チーム	伊藤 達也	法政大学文学部教授
	蔵治 光一郎	東京大学演習林 生態水文学研究所長 准教授
	富樫 幸一	岐阜大学地域科学部教授
塩害チーム	今本 博健	京都大学名誉教授
	藤井 智康	奈良教育大学教育学部准教授
	大橋 亮一	長良川漁師
環境チーム	村上 哲生	名古屋女子大学家政学部教授
	山口 正士	ルミナス・ヒムカ水生生物研究所(元琉球大学教授)
	向井 貴彦	岐阜大学地域科学部准教授

座長                      チーム・リーダー

## 【資料1：長良川河口堰検証PT報告書の提言（抜粋）】

### （1）合同会議設置に向けた愛知県の措置

長良川河口堰の運用に関する愛知県・名古屋市と国土交通省・水資源機構の間のギャップを埋める方策として、「実務的には、愛知県が設置する専門家の会議と国土交通省が設置する専門家の会議との合同会議を設置して審議し、その審議結果を、委員を委嘱した愛知県及び国土交通省に報告して長良川河口堰の運用に関する政策形成に活かしていくことが考えられる。」とし、愛知県が行うべきとこととして次のことを提案する。

同会議のための委員の旅費や手当て等の会議開催のための予算措置を講じること  
積み残している課題について、検討を進めるための態勢を県庁内に調えること

### （2）関係者の理解・合意

長良川河口堰については、国の機関や地方自治体のほか、環境や漁業関係者や、利水、治水、塩害についての関係者が存在することから、これらの関係者に納得のいく説明を行い、理解を得よう努めること。

### （3）愛知県の率行的行動の実施

長良川河口堰のより良い運用に関連して、愛知県が単独で行うことが可能な事項として、次のことを行うこと。

水道水の安定供給を確保しつつ行う知多半島の水道水源の切り替え  
福原輪中についての塩害防止に関する調査  
水道水の安定供給システムに関する検証とその結果を踏まえた愛知県の水需給のバランス及び湧水リスクの見直し、  
工業水道・上水道企業会計適正化、  
愛知県・名古屋市での節水努力の呼びかけ、  
愛知県内の農業用水の取水実態及び使用実態の調査等

## 【資料2：長良川河口堰庁内検討チーム設置要綱】

### 長良川河口堰庁内検討チーム設置要綱

(目的)

第1条 長良川河口堰検証プロジェクトチーム報告書に係る諸課題等に関し、県関係部局で検討を行うため、長良川河口堰庁内検討チーム（以下、「庁内検討チーム」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 庁内検討チームは、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

(1) 長良川河口堰検証プロジェクトチーム報告書に係る諸課題の検討

(2) その他庁内検討チームの運営に必要な事項に関すること

(構成)

第3条 庁内検討チームは、地域振興部水資源監及び別表に掲げる関係課の課長をもって構成する。但し、検討を進める上で必要が生じた場合は関係課を追加できるものとする。

(運営)

第4条 庁内検討チームの座長は、地域振興部水資源監をもって充てる。

2 会議は、座長が召集する。

3 会議の議事に関し、必要な事項は座長が定める。

4 検討事項のうち、「愛知県水資源開発調整会議」の審議事項に該当する事項については、庁内検討チームにおける検討結果を、同会議に諮るものとする。

5 座長が会議に出席できない場合は、座長の指名した者がその会議において座長の代理を務める。

(作業チーム)

第5条 庁内検討チームにおいて審議する事項をあらかじめ検討するため別表に掲げる関係課班長級で組織する作業チームを設置する。

2 作業チームは、検討事項の内容に応じ、別表に掲げる関係課のうちから、その都度、関係者をもって構成するものとし、座長が召集する。

(庶務)

第6条 庁内検討チームの庶務は、地域振興部土地水資源課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討チームの運営その他必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成24年4月12日から施行する。

(別表)

長良川河口堰庁内検討チームの構成

関係課名	
地域振興部	土地水資源課
環境部	水地盤環境課
健康福祉部	生活衛生課
産業労働部	産業立地通商課
農林水産部	農業経営課
	水産課
	農地計画課
建設部	河川課
企業庁	水道計画課
	水道事業課

【資料3：長良川河口堰庁内検討チーム作業チーム一覧表】

長良川河口堰庁内検討チーム 作業チーム 一覧表

区分	検討課題	地域振興部	環境部	健康福祉部	産業労働部	農林水産部			建設部	企業庁	
		土地水資源課	水地盤環境課	生活衛生課	産業立地通商課	農業経営課	水産課	農地計画課	河川課	水道計画課	水道事業課
率 先 的 検 討	① 水道用水の安定供給を確保しつつ行う知多半島の水道水源の切り替え	●						○		○	○
	② 福原輪中についての塩害防止に関する調査	○				○		●		○	
	③ 水道水の安定供給システムに関する検証とその結果を踏まえた愛知県の水需給バランス及び濁水リスクの見直し	●	○	○	○			○		○	
	④ 工業水道・上水道企業会計適正化	○								●	
	⑤ 愛知県・名古屋市での節水努力の呼びかけ	●		○	○			○		○	○
	⑥ 愛知県内の農業用水の取水実態及び使用実態の調査	○						●			
積み残された課題について ※		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

● は班長

※積み残された課題については、検討課題にあわせて関係部局を追加する。

## 【資料4：愛知県長良川河口堰最適運用委員会設置要綱】

### 愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会設置要綱

#### (目的)

第1条 県民にとって最適な長良川河口堰の運用のあり方について、専門的見地からの知見を充実するため、愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (構成)

第2条 委員会は、知事が委嘱する別表に掲げる委員をもって構成する。

#### (座長等)

第3条 委員会に座長を置く。

- 2 座長は委員会を統括する。
- 3 座長に事故あるときは、委員の互選により座長代理を選出する。

#### (所掌事務)

第4条 委員会は、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 専門的見地からの知見の集約・整理
- (2) 長良川河口堰庁内検討チームとの意見交換
- (3) その他委員会の運営に必要な事項

#### (チーム)

第5条 委員会に利水チーム、塩害チーム、環境チームを設けるものとする。

- 2 各チームにリーダーを置く。

#### (庶務)

第6条 委員会の庶務は、愛知県地域振興部土地水資源課において処理する。

#### (附則)

この要綱は、平成24年5月14日から施行する。

別表

全体総括	◎小島 敏郎	青山学院大学国際政治経済学部教授 愛知県政策顧問
利水チーム	○伊藤 達也	法政大学文学部 教授
	蔵治 光一郎	東京大学演習林 生態水文学研究所長 准教授
	富樫 幸一	岐阜大学地域科学部 教授
塩害チーム	○今本 博健	京都大学 名誉教授
	藤井 智康	奈良教育大学教育学部 准教授
	大橋 亮一	長良川漁師
環境チーム	山口 正士	ルミナス・ヒムカ水生生物研究所(元琉球大学教授)
	向井 貴彦	岐阜大学地域科学部 准教授
	○村上 哲生	名古屋女子大学家政学部 教授

◎座長

○リーダー

## 【資料5：長良川河口堰合同会議準備会開催要綱】

### 長良川河口堰合同会議準備会開催要綱

(目的)

第1条 長良川河口堰検証プロジェクトチーム報告書において提言されている愛知県が設置する専門家の会議と国土交通省が設置する専門家の会議との合同会議（以下、「合同会議」という。）に先立ち、合同会議を円滑に進めるため、論点等の検討を行う、長良川河口堰合同会議準備会（以下、「準備会」という。）を開催する。

(検討事項)

第2条 準備会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討を行うものとする。

- (1) 合同会議における論点について
- (2) 合同会議の運営方法について
- (3) 合同会議の構成員について
- (4) その他合同会議に必要な事項に関する事

(構成)

第3条 準備会は、別表に掲げる者をもって構成する。

(座長等)

第4条 準備会には座長を置く。

2 座長は準備会を主宰する。

(会議の公開)

第5条 準備会の会議については、原則として公開するものとする。ただし、次に掲げる事項のいずれかに該当する場合であつて、準備会が会議の一部又は全部を公開しない旨を決定したときは、この限りでない。

(1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）第7条に規定する不開示情報を含む場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合

2 会議録の保存年限は、5年とする。

(事務局)

第6条 事務局は、地域振興部土地水資源課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、準備会の運営その他必要な事項は、座長が定める。

(附則)

この要綱は、平成24年6月29日から施行する。

(別表)

氏 名	職 名
○稲垣 隆司	愛知教育大学顧問 愛知工業大学客員教授 前愛知県副知事
蔵治光一郎	東京大学演習林生態水文学研究所長 准教授 愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会
小島 敏郎	青山学院大学国際政治経済学部教授 愛知県政策顧問 愛知県長良川河口堰最適運用検討委員会
関口 秀夫	三重大学大学院生物資源学研究科名誉教授 長良川河口堰の更なる弾力的な運用に関するモニタリング部会
松尾 直規	中部大学教授 工学部長 長良川河口堰の更なる弾力的な運用に関するモニタリング部会

○座 長